

令和7年度第1回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和7年8月25日（月） 午後2時00分～午後3時50分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎7階701号室

3 会議の議題

- (1) 諮問第1号 岡崎市景観計画の変更について
- (2) 諮問第2号 景観保全型広告整備地区の指定について
- (3) 諮問第3号 景観重要建造物（旧平岡家住宅（銭屋））の現状変更の許可について

4 会議に出席した委員（10名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	水津 功
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	島津 達雄
各種団体	天野 裕
各種団体	奥野 幸子
各種団体	河内 利弘
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	小早川 隆恵

5 事務局

都市政策部長	松澤 耕
都市政策部まちづくり推進課 課長	中田 真也
都市政策部まちづくり推進課 副課長	高橋 建一
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係係長	中村 敦
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係主査	細野 貴子
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係主査	浅井 幸恵

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議事録署名者に水津委員及び小早川委員を指名した。

8 諮問第1号 岡崎市景観計画の変更について

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

杉野委員

景観計画の変更について、この計画自体には特に異論はないが、中央緑道は昭和の頃からは随分姿を変え、整備が進んだ結果、緑がかなり少なくなっている印象を受ける。周辺地域の規制を景観の維持向上のために定めることも良いが、公園自体がこれからどう変わっていくのか、特に緑をどれだけ確保するのか、ということがここには書かれておらず、市によって中央緑道の緑の量などの計画が自由に変えられるという懸念がある。公園が今後どうなっていくのか、特に緑化について意見を聞きたい。

事務局

緑道は「完成形」であると担当課から聞いており、これ以上大きく変わることはないと考えている。確かに整備前はもっと緑が多かったことは承知しているが、この形状が完成形とされており、この10年20年で変える計画は今のところない。

杉野委員

以前と比べて、芝生から低木、高木もかなり大きく変わって緑が少ないと思うが、例えば景観形成の方針で、公園の高木や中木、低木を維持していくというような文言を少し明記しておいていただいた方が良いのではないかと思います。

事務局

今回、中央緑道は景観形成重点地区には入れていないが、令和4年度までに指定した「景観重要公共施設」に含まれている。景観重要公共施設は市街地の主要道路、籠田公園、中央緑道、桜城橋などを対象としており、景観計画に記載している。この対象施設での緑化の際には、生育環境に応じた地域の在来種を植えるなど、適正な植栽を行ってほしいとしているが、ご指摘いただいたような、具体的な高木や低木が望ましいといったことは記載していない。

杉野委員

公園周辺で規制をかける場合、公園自体の方針や、例えば「緑を担保していく」といった考え方があれば、周辺の方々にも理解や協力を得やすいのではないかと思います。意見しました。

瀬口会長

杉野委員の指摘は真つ当な意見であり、中央緑道そのものの緑化に対して、やはり方針があった方が良く思う。この公園も戦後80年の間に変わってきており、今の時点で中央緑道の緑がどうあるべきか、というのを書いておくべきではないか。

事務局

岡崎市の当時の戦災復興の都市計画は、東京から来た石川栄耀氏が監修した。近年の整備以前は、ヒマラヤ杉が並木として植えられ、大きくなりすぎて誰も通らないような状態になっていた。それを乙川リバーフロントの計画を進める際に、人が通りやすいように動線を確保しようということになった。沿道の方々にも積極的に参加いただきながら設計の監修が行われ、当時あったヒマラヤ杉を残したいという地元の方の意見がある中で、大きくなりすぎたものは人にとっては脅威となるため、樹形の管理を行い、今の公園、植栽という形になってきたと認識している。今後のニーズに従って、再整備する場合にどうするのかという課題はあると思うが、これまでの経緯は以上である。

瀬口会長

近年の経緯は承知したが、戦災復興時の防火帯として設けられた緑道の一つである等の過去の都市計画に理解を示したうえで、市民や市役所の職員から色々意見があると思うが、あらかじめ方針を決めておく必要があるだろう。都市というのは蓄積していくべきであり、デザインも簡単に変えてほしくはない。歴史的な都市であればなおさら、一度しっかり作ったら継承することが望ましい。時代の流れで、その時々雰囲気を変えろということもあるかと思うが、緑道という名称でありながら、緑道ではなくなっているという意見は受け入れ、次に繋げていく必要がある。

島津委員

私は以前から岡崎に住んでいるが、「国道1号や二十七曲りが横断し、歴史的な街並みの名残と新しい街並みを同時に感じることができる地区」とあるが、共感できない。「歴史的な街並みの名残」というものが、私には全く感じられないが、どこにあるのか。

事務局

中央緑道の北西付近には籠田総門があったこと、中央緑道から籠田公園に向かって二十七曲りが通り抜けていること等を、歴史的な名残が感じられるとして表現している。

瀬口会長

中央緑道そのものも戦災復興の区画整理で整えられており、岡崎の都市計画に緑道を導入したことは評価されるべき歴史と言える。西岸寺もある。

島津委員

地区内には西岸寺があるが、本多氏についてきた寺で、古い歴史があるわけではない。それ以外に歴史的な雰囲気を感じられる場所があるか。歴史的な名残というのであれば、籠田総門を復元するといったことはやるべきではないのか。

瀬口会長

せめて籠田総門の説明板が設置されているといいと思うがどうか。ないのであれば、島津委員が言ったように、歴史的な名残がなくなっているということであるかもしれない。私としては、中央緑道に関する説明もあっていいと思う。

天野委員

歴史性をどう捉え、どう受け継いでいくかというのは、様々な見方があると思う。この地区周辺においては、籠田総門があり、東海道が通っていたというところは、大きな歴史的な要素と言える。

「QRUWA」という名称は、田中吉政が作った総構えの「曲輪」が基になっており、歴史性を尊重しながら、平成・令和にかけてまちづくりを進めるという姿勢が、ネーミングに表れているのではないと思う。さらに、中央緑道の設計にも、旧東海道の道筋が描かれて歩道として利用されており、説明が十分かどうかや認知されているかどうかは、まだ課題があるかもしれないが、歴史性を継承する意図が再整備には少なからずあったと考える。

中央緑道は戦災復興の防火帯として成立した後、駐車場整備による緑道の分断、近年の回遊性重視のウッドデッキへと変遷してきており、緑道の役割が変化してきたことの現れだと思う。現在は、ウッドデッキの存在感が強いため、緑道らしさや緑が減少していると感じる人も多くいる。緑道に対して新しい価値観や役割が付与されたとしても、まちなかでの緑地確保は重要であり、過去の歴史を踏まえつつ、緑道としての位置付けを明確に記すことが大事ではないかと思う。

瀬口会長

島津委員が言われた「歴史が感じられない」という意見と、天野委員が言われた歴史について、まちなかで歴史等を解説することも一つの方法だが、まちづくり推進課の役割ではないのか。付近に御馳走屋敷の看板があったような気がするが、周辺の説明看板はどのような状況か。

天野委員

籠田総門に関しては石碑のみだったかもしれない。中央緑道の整備に伴い、石碑や看板類は撤去されているように思う。

瀬口会長

説明板がないことは、ひとつの問題だと思う。まちなかにおいては歴史を感じられるように説明看板を整備することと、中央緑道においては高木等の樹木数を一定数以上にするなどの方針を示すべきである。現在の中央緑道も再度整備する時期がくることを考えると、緑化に関しては方針を作っておいた方がいいと思われるので、参考にしてほしい。

瀬口会長

「地域のかおが並ぶ」、「建築物のかおが並ぶ」とあるが、景観を考えるときには、建築は「かお」であってほしくない。景観というのは背景であり、シンボルではない。建築が全部シンボルとして目立つと美しい街並みは形成されない。街並みを作ろうとすると建物は「かお」ではない方がいいが、「かお」という表現はいつ入ったのか。

事務局

「かお」という表現は、当初案から記載していた。この場所は籠田公園、中央緑道、桜城橋の整備によって、岡崎のかおとなる場所であるとともに、周辺地区の建築物を緑道側に正面を向けてデザインしてほしいということを表現するために使っている。また、建築物の外装材などに、地域の方々が関わる素材や工法を用いてもらうことで、地域のかおとなる場所としたいという意図で、言葉を使っている。

瀬口会長

意図を汲んで、「地域のかおとなる街並み」ではどうか。「地域のかおが並ぶ」という表現は、顔を象った建築を推奨するとも捉えられかねない。

島津委員

ところどころで「歴史」という言葉を使っているが、歴史的な景観がないのに「歴史景観」とするのはいかななものか。

瀬口会長

「景観」を取ったらどうか。歴史を感じるものが残っていないのに、歴史を感じる場所や歴史的な景観があるような表現は避けた方が良さだろう。

事務局

記載を修正する。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、同意となった。この結果をもって、景観計画の変更について了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

9 諮問第2号 景観保全型広告整備地区の指定について

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長

景観保全型広告整備地区の指定について、意見はあるか。

河内委員

広告の整備について、例えば、先日大阪で発生した火災のように、フロアによって所有者や借主が複数いる場合、広告は個々に変わると思うが、広告物は建物 1 棟に対する面積を見ているのか。

事務局

各行政庁で扱いが変わるところもあるが、愛知県内では、複数の店舗が入った場合はそれぞれテナントごとに基準が設けられている。

河内委員

例えば壁面で 10 平米だったら、全体で 10 平米ではなく、1 つの事業所が 10 平米ということか。これだとかなり緩い規制のように思う。景観保全型広告整備地区で細かく規制していくのに、テナントの広告物がたくさんついて、それぞれが面積さえ守れば問題ないということになり、腑に落ちない。看板だらけになってしまうのではないか。大阪の建物火災で、看板が原因で延焼拡大したというようなことも起こり得る状況であり、わざわざ岡崎市が景観保全型という形で整備するのなら、その辺りをもう少し意図的に考えるべきではないか。

瀬口会長

具体的にどのような意図にすればよいか。意見があれば提示を。

河内委員

例えば建物全体で何平米以内にするという形にするべきではないか。建物全体では 10 m²以内だとか、見付面積に対して全体でどのように考えるべきかというような但し書きのようなものが必要ではないか。

事務局

確かに条例や指導義務でも明確な記載がなく、ガイドラインなどの運用の中で、テナントごとという形で判断している。景観保全型広告整備地区として、なるべくその面積を制限するという趣旨でやっているので、ガイドラインの中で検討していきたい。

瀬口会長

検討後、ガイドラインを提出してほしい。屋上広告塔などはビル所有者が管理するため総量規制が可能だと思うが、雑居ビルの突き出し看板などはテナントが個別に設置するために規制が困難だと思われる。岡崎市において景観保全のために広告物の総量規制をどうするのか考えてほしい。雑居ビルなどでは、事業者は個別につけることが多いのか。

柴田委員

事業者が個別につけることもあるが、そうすると法律をはじめ様々な条件を守らずに古い看板の上から板面だけを取り付けてしまい、重さで落下したといった事故が多く起こる。申請時に強度計算書を添付して提出するよう行政からの指導があるため、看板業者は見ただけで危険だと分かるものは責任が取れないため受注しない。看板内部を含めた状態が分からないのに、点検で問題ないという結果が出て事故が起これば、点検者責任が問われる。

瀬口会長

柴田委員の意見からすると、突き出し看板等も何らかの形で届出がされているのか。

事務局

更新の届出があった場合は、安全性が確認されたことを市の担当者が確認する。

柴田委員

安全点検は自主的なチェックにはなるが、そのチェックすると責任を負うことになる。点検は1級建築士や屋外広告士などの有資格者が行うが、安全性に関する啓発も行うべきではないだろうか。

瀬口会長

景観のほかに、安全に関しても重要である。先ほどの道頓堀の火災の件について、広告板が延焼したというが、不燃材の使用についてはどうか。

事務局

屋外広告物条例等では不燃のことは記載していない。建築基準法で、準防火地域内の広告物については不燃材で作る、といった規定がある。

瀬口会長

この地域は防火地区か。

事務局

準防火地域である。

瀬口会長

建築上は、準防火地域では防火対象にならないかもしれないが、安全性についても配慮してほしい。

天野委員

今回はこの地区のみに限定した指定だが、将来的にどのような展開を考えているか。非常に限られた範囲であるため、ここを試金石として広げていくのかどうか伺いたい。岡崎の玄関口である東岡崎駅のペデストリアンデッキから乙川側の景観を見たときに、少し目立つものもあるが、ほとんどの企業看板やビル看板、屋外看板がすごく落ち着いた感じになっているのは、とても素晴らしいことだと思っている。ただ、特にルールがないため、落ち着いた看板の景観、建物景観がいつ破壊されてもおかしくないという危惧を常々持っており、規制の範囲を広げていった方がいいのではないか。今後広げていく見通しがあるのかを伺いたい。

事務局

今後も、中央緑道は籠田公園から桜城橋にかけて、また殿橋から明代橋間の乙川右岸について、同じような景観を含めた広告物の規制を行っていけるようにしたいと考えている。

天野委員

国道1号は対象にならないのか。おそらく国道1号まで含めないと、先ほど言った良好な景観が守れない。そこまで規制の範囲を広げてほしい。

柴田委員

屋外広告物の改装時には申請が必要であり、その際に景観への配慮を促すことで、旧来の目立つ看板が撤去されるなどの改善事例はある。特に大手企業には法律や企業イメージといった観点から応じてもらいやすいが、中小業者への周知徹底は課題である。今後はLED看板など規制外の広告物への対応も検討し、建築・広告物関係者へのさらなる啓発が必要だと考える。

瀬口会長

景観を損ねる看板への対策として、評判の悪さを説明して改善を促すことが重要だということ。天野委員から河川側からの景観について発言があったが、個人的には、岡崎城総構えの中に不適切な看板設置は避けてほしいと思っている。地区指定や規制を段階的に進めるのも一つの方法ではあるが、京都や金沢のような強い意思をもって、今後はより広範囲にわたる積極的な景観保全策を講じるべきである。

小早川委員

3年以内にルールに適合する必要があるとの事だが、適合していない広告がどのくらいあり、所有者に変更してもらうことが可能なものなのか。

事務局

不適格なものが数件あるが、事前に説明を行い、3年以内に撤去や変更をしていただくようお願いしている。ある程度理解を得ている状況であり、引き続き説明していきたい。

瀬口会長

良好な景観形成のために、日頃からきちんと説明をして、受け入れてもらうための準備を進めるようにしてほしい。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、景観保全型広告整備地区の指定について了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

10 諮問第3号 景観重要建造物（旧平岡家住宅（銭屋））の現状変更の許可について

議長が諮問第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員

東壁面奥側を今回修理しないのは、手を加える必要がないということか。

事務局

傷んでいる状態ではあるが、まずは正面側から手を入れていくと聞いている。また、景観重要建造物の指定範囲外であり、現状変更の許可が必要な範囲ではなく所有者によって適宜修理されているため、今後進展があるかもしれない。

瀬口会長

指定範囲だけの許可申請で、その他については申請しなくても手を入れられる、ということになる。

水津委員

西面は大丈夫か。

事務局

状態はトタン張りではほぼ同じだが、現時点では修理の予定はないと聞いている。

水津委員

西面は道路から見えるのか。

事務局

西側は隣の建物が道路境界間際に建っているため、東面に比べて見えにくい状態ではある。

島津委員

西面も同じようにやってもらいたいということを、景観審議会として意見することはできるのか。

事務局

所有者に景観審議会において意見があったと伝えることはできる。

瀬口会長

他には意見はあるか。

河内委員

下見板張りの板幅が異なるが、何か理由があるのか。

事務局

今回は業者が持っている板を使うことにしたそうで、板幅は異なるがそのまま施工することだった。

奥野委員

瓦も傷んでいると思うが、瓦も直すのか。

事務局

正面の瓦は今回の計画では修理するとは聞いていない。

瀬口会長

修理にはお金がかかるものであり、今回の修理も補助が予定されているだろう。補助金の上限には達しているのか。

事務局

補助金の上限は一年度に 300 万円となっているが、今回は上限には達していない。市及び所有者双方の予算等もあり、事業費や事業内容の相談を受けて判断している。

瀬口会長

一度にすべて修理できることが理想だが、予算の都合もあり、所有者との間で少しずつやっていこうということ。必要な修理ができるよう適宜対応してほしい。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、景観重要建造物（旧平岡家住宅（銭屋））の現状変更の許可

について了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

11 その他連絡事項について

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和7年度第1回岡崎市景観審議会を閉会した。